

# 一部負担還元金支給手続規程

(目 的)

**第1条** この規程は規約第53条に基づき一部負担還元金の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

**第2条** 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、または事業主医療機関により請求される診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したときに、また療養費にかかる分については、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(支給時期および支払方法)

**第3条** 一部負担還元金は、事業主給与への組入れまたは銀行振込（原則毎月15日、月末）により支給する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程の制定をもって、「法定給付費、付加給付費支給手続の特例規程」は廃止する。

この規程は、2021（令和3）年10月1日から改正施行する。